

令和7年8月29日（投げ込み日）

雲 仙 市

担当課	環境水道部下水道課
担当者	課長 石橋 勝也
電 話	0957-47-7826
F A X	0957-37-2131

「下水道使用料の賦課漏れ及び賦課誤り」について

1 概要

公共下水道及び農業集落排水に接続されていないにもかかわらず、下水道使用料を徴収していた賦課誤りと、公共下水道に接続されているにもかかわらず、下水道使用料を賦課徴収していない賦課漏れがあることが判明しました。

関係者をはじめ、市民の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 経緯

令和7年6月25日、各地区下水道接続の調査を行っていた際、下水道に接続されていないのに、下水道に接続されているようになっていた世帯があったため、料金システムにて確認。その後、各地区全戸の接続状況、使用料の調査を実施し、賦課漏れが3件延べ7名、賦課誤りが2件延べ6名あったことが判明。

3 賦課漏れ及び賦課誤り金額

【賦課漏れ】

件数	人数	本来請求すべき額	※時効消滅分	請求可能額
3件	7名	1,825,920円	1,103,090円	722,830円

※時効消滅：地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定により、5年分について請求します。それ以前は時効となり、賦課する権利が消滅となります。

【賦課誤り】

件数	人数	返還額	※うち利息相当額
2件	6名	266,640円	35,600円

※利息相当額：還付不能額の納付があった日の翌日から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて、当該還付不能額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて得た額。

4 原因

下水道使用開始届、口座振替依頼がありデータを料金システムへ入力する際に、誤りが生じました。アパートに関しては入居者が変わった場合も、下水道のデータを引き継ぐことで処理を進めていたため、これまで入力誤りを発見できなかったものです。

5 再発防止策

料金システムへのデータ入力ミスを防止するため、届出書類の確認、年1回の全体見直し等、チェック体制の強化を図ったところです。

今後は同様の事案を発生させることの無いよう、適切な事務処理に努めてまいります。